

胎内市立中条中学校長 様

胎内市立中条中学校

年 組

生徒氏名

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

該当に○	病名	出席停止期間の基準
	インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで

発症日	令和 年 月 日
解熱した日 *インフルエンザの場合に記入	令和 年 月 日
症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入	令和 年 月 日
登校開始日	令和 年 月 日

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- ・インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。
- ・出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めないでください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

〈出席停止期間の考え方〉

新型コロナウイルス感染症の場合

【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで

〈例1〉		5/17から登校可能							〈例2〉		5/19から登校可能						
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17			5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症									発症								
			0日目	1日目											0日目	1日目	
			症状軽快												症状軽快		

【出席停止期間の詳細】

- ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・発症した日、症状が軽快した日を0日目として数えます。
- ・感染者であった生徒が学校に登校するに当たり、医師による登校許可書等の記入は求めません。
- ・出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒はマスクの着用が推奨されています。

インフルエンザの場合

【出席停止期間】発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで

〈例1〉		5/17から登校可能							〈例2〉		5/19から登校可能						
5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17			5/11	5/12	5/13	5/14	5/15	5/16	5/17	5/18	5/19
0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症									発症								
			0日目	1日目	2日目										0日目	1日目	2日目
			解熱												解熱		